

鳥取県「やさいを食べよう」推進事業実施要綱

1 目的

この事業は、食を通じた県民の健康づくりを支援するために、野菜摂取の推進に取り組む食品販売業者、飲食店営業者、惣菜製造業者等（以下、店舗等という。）を、県が「やさいを食べよう協力店」（以下、協力店という。）として情報発信することにより、県民が野菜を摂取しやすい環境をつくることを目的とする。

2 事業内容

県は、1に定める目的に賛同し、野菜を食べることを広く県民へ普及啓発を行うことを目的として次の事項の取組内容を実施する店舗等を協力店とする。

3 手続等

(1) 対象店舗

野菜等（野菜を使用した惣菜を含む）を販売及び野菜を使ったメニューを提供する店舗で以下の取組に協力する店舗を対象とする。

- 1) 野菜等を販売、野菜を使ったメニューを提供するにあたり、1日野菜摂取量350g等、野菜摂取の必要性を広く県民に普及啓発する。
- 2) 県や関係団体等が実施する野菜摂取に関する普及啓発活動に協力する。

(2) 協力店の募集

鳥取県ホームページ、関係機関等への働きかけにより広く募集する。

(3) 協力店の申出

協力店として希望する店舗等は、店舗等の所在地を管轄する中部又は西部総合事務所長（以下「所管事務所長」）に対し、申出書（様式1）により申し込むものとする。なお、東部地域については、鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課へ申し込むものとする。

(4) ステッカー等の交付

所管事務所長及び鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課は、(3)の申出書を受理した日から速やかにステッカー（様式2）及び啓発物品（啓発物電子データを含む。以下、ステッカー等という。）を交付するものとする。

なお、所管事務所長は、ステッカー等の交付後、速やかに申出書の写しを添付し、健康政策課長に報告するものとする。

(5) 情報発信

健康政策課長は、(4)の報告のあった場合は、適宜ホームページ等で公表するものとする。

(6) ステッカーの表示

協力店は、店内等に何らかの形で表示するものとする。

(7) 啓発物電子データの使用の交付基準

次のいずれかに該当する場合は、啓発物電子データの利活用の趣旨に反するものとして交付しないものとする。

- ① 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- ② 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ③ 不当な利益をあげるために利用されるおそれのある場合
- ④ 「やさいを食べよう協力店」のイメージをおとしめるおそれのある場合
- ⑤ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- ⑥ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- ⑦ その他交付することが不相当と認められる場合

(8) 啓発物電子データの使用方法

啓発物データを使用する際は、次の事項を遵守すること。

- ① 定められたデザイン、カラーに従って使用する。
- ② その他交付に際して条件を付した場合には、その条件に従って使用する。

(9) 取消しの申出

協力店は、取組内容を満たさなくなった場合、速やかにステッカー等を取り除き、取消申出書（様式3）を所管事務所長又は鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課へ提出するものとする。なお、ステッカー等の返還は不要。

なお、所管事務所長は、取消申出書の提出があった場合は、速やかに取消申出書の写しを添付し、健康政策課長に報告するものとする。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和元年8月30日から施行する。

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。